

子宮頸がん予防 (HPV) ワクチンの予防接種について

子宮頸がんの原因と考えられているヒトパピローマウイルス (HPV) の感染を予防するための予防接種は、小学6年生から高校1年生相当の女子が定期接種 (無料) の対象です。

HPVワクチンは、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等の副反応が報告されたことを踏まえ、国からの通知によりこれまで積極的勧奨を一時的に差し控えていました。

その後、国の専門家会議での議論などを経て、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことで、令和4年度から個別の勧奨を再開することとなりました。

令和4年度の通知対象者は右のとおりです。

また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人が公費 (無料) で予防接種を受けられる「キャッチアップ接種」を右のとおり実施します。

対象者には通知を送付しますので、ご確認ください。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

接種を検討・希望する際は、お送りする説明資料を必ずお読みください。

【令和4年度 個別通知対象者】

4月下旬頃送付

- 中学1年生 (13歳になる年度) の女子
(平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ)
- 高校1年生 (16歳になる年度) の女子
(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)

【キャッチアップ接種対象者】

5月下旬頃送付

- 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子で、定期接種対象年齢の間に未接種の人

【キャッチアップ期間】

令和4年度～令和6年度までの3年間

〈問い合わせ〉子育て支援課 TEL0967 (67) 2715

南阿蘇

消費者相談室から Vol.109

今回は令和3年度の相談件数と内容を報告します。

南阿蘇村での相談受付件数は25件で、高森町で受付した相談は別に9件ありました。

高森町では相談日が月・水・金と南阿蘇村の火・木より1日多いので、高森町に相談する南阿蘇村の人も年々増えています。

相談内容は、ざっと挙げると、

- ①訪問販売による高額な健康器具、健康食品の購入
 - ②欠陥住宅による雨漏り
 - ③クレジットカードの不正利用被害
 - ④個人間売買トラブル
 - ⑤新聞広告による健康食品の定期購入
 - ⑥オンラインゲーム依存
 - ⑦インターネット上での販売トラブル (中古車・農機具・化粧品・他)
 - ⑧訪問販売による高額な屋根塗装工事
- などなど、各種、多様な相談があり、斡旋解決に至ったものから解決困難な事例もあります。

傾向としては、インターネット上でのうまい話に乗っ

お問い合わせ

南阿蘇消費者相談室 TEL0967 (67) 2244

相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時 南阿蘇村役場総務課

高森町消費者相談室 TEL0967 (62) 1111

相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

てしまい、詐欺的な金銭被害に遭われる人が増えていきます。不確かな情報を見極める目を養うことが大切です。高い勉強代を払ってしまった人が、数多くいらっしゃるのが現状です。詐欺事業者は、そこを狙っています。

今年度も、本欄を通じて未然に被害を防止できるよう、お知らせしていきます。

お困りの時には、お早めにご相談ください。

